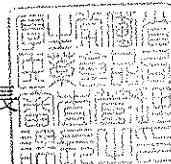




薬食審査発 1024 第 1 号
平成 23 年 10 月 24 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」の運用について

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号。以下「G C P 省令」という。）の運用については、「医薬品の臨床試験の実施の基準の運用について」（平成 20 年 10 月 1 日付け薬食審査発第 1001001 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知。以下「旧運用通知」という。）によりお示ししてきたところです。

今般、治験の効率的な実施のため、G C P 省令の運用を別添のとおり改訂しましたので、貴管下関係業者、医療機関等に対し周知いただきますよう御配慮願います。

なお、この通知は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、施行に伴い、旧運用通知は廃止いたします。

また、この通知日以降に行われる医薬品の臨床試験については、この通知の規定を適用しても差し支えありません。

(別添)

旧運用通知からの主な改正点

1. 治験に係る検体等の検査機関において、検査が適切に実施されて、治験に係るデータが信頼できることを保証するため、治験依頼者又は自ら治験を実施する者は、当該検査機関における精度管理等を確認することとした。(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号。以下「GCP省令」という。) 第4条第1項、第15条の2第1項)
2. 治験実施計画書に記載すべき実施医療機関の名称及び所在地、治験責任医師となるべき者の氏名及び職名並びに実施医療機関を担当するモニターの氏名、職名及び電話番号等について、治験実施計画書の分冊とし、実施医療機関の長には、当該実施医療機関に係るもののみを提出することで良いこととした。(第7条第1項、第4項及び第5項、第15条の4第1項及び第4項、第31条第2項)
3. 治験実施計画書について、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れるような場合にあっては、当該治験実施計画書が症例報告書の見本に関する事項を含むものとして、症例報告書の見本に係る運用の記載を整備した。また、治験の依頼をしようとする者又は自ら治験を実施しようとする者が実施医療機関の長に提出することとされている症例報告書の見本については、当該治験実施計画書等を提出することで良いこととした。(第5条、第7条第4項及び第5項、第10条第1項、第13条第1項、第15条の3、第15条の4第1項及び第4項、第15条の7、第20条第4項、第32条第1項、第2項、第6項及び第7項、第36条第1項及び第2項)
4. GCP省令第10条第1項第6号に定める「治験の費用の負担について説明した文書」及び第15条の7に定める「治験の費用に関する事項を記載した文書」について、原則として、被験者への支払に関する資料であることとした(被験者への支払がある場合に限る)。ただし、治験審査委員会は必要と認める場合、治験依頼者から支払われることが予定されている治験費用又は自ら治験を実施する者が確保する治験費用に関する資料の提出を求めることができることとした。(第10条第1項、第15条の7、第32条第1項及び第2項)
5. 開発業務受託機関が受託した業務に関し、作成した保存すべき文書又は記録(データを含む)については保管しなければならないこと及び監査等の調査時において直接閲覧に供さなければならないことを明確化することとした。(第12条、第15条の8第1項、第30条第2項、第39条の2)
6. 治験の依頼をしようとする者と実施医療機関との契約において、治験責任医師の記名押印又は署名は必ずしも必要としないこととした。
また、第12条の規定により治験の依頼をしようとする者が業務の一部を委託する場

合であって、受託者たる開発業務受託機関が実施医療機関において業務を行う場合においては、必ずしも三者の間ではなく、それぞれの間で文書により契約を締結することで差し支えないこととした。(第13条第1項)

7. 第15条の4において自ら治験を実施しようとする者が作成した治験実施計画書に係る実施医療機関の長の承認について整理した。(第15条の4第1項、第15条の7)
8. 監査担当者が作成する監査証明書において、監査担当者の記名押印又は署名の上、治験依頼者に提出することとした。(第23条第3項、第26条の9第3項)
9. 医師主導治験（多施設共同治験）において、治験審査委員会の承認が得られれば、治験薬の容器又は被包に記載すべき「自ら治験を実施する者の氏名及び職名並びに住所」は、「治験調整医師の氏名及び職名並びに住所」でも差し支えないこととした。(第26条の2第1項)
10. 実施医療機関の長は、治験責任医師から提出された治験分担医師及び治験協力者のリストについて指名から了承に変更することとした。また、治験依頼者による治験においては、実施医療機関の長又は治験責任医師が治験分担医師及び協力者のリストの写しを治験依頼者に提出することとした。(第36条第1項及び第2項、第43条第1項)
11. 治験責任医師が実施医療機関の長の指示に従って保存する治験の実施に係る文書又は記録に、治験の実施に関する重要な事項に係る治験依頼者との書簡、会合、電話連絡等に関するものが含まれることを示した。(第41条第1項)
12. 治験分担医師が作成した症例報告書について、治験責任医師が点検し、記名押印又は署名する時期について、症例報告書に記載した内容に問題がないことを確認したときとした。(第47条第1項及び第3項)
13. その他の記載整備

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の目次

第一章 総則

- 第1条 趣旨
- 第2条 定義
- 第3条 承認審査資料の基準

第二章 治験の準備に関する基準

第一節 治験の依頼をしようとする者による治験の準備に関する基準

- 第4条 業務手順書等
- 第5条 毒性試験等の実施
- 第6条 医療機関等の選定
- 第7条 治験実施計画書
- 第8条 治験薬概要書
- 第9条 説明文書の作成の依頼
- 第10条 実施医療機関の長への文書の事前提出
- 第11条 治験薬の事前交付の禁止
- 第12条 業務の委託
- 第13条 治験の契約
- 第14条 被験者に対する補償措置
- 第15条 治験国内管理人

第二節 自ら治験を実施しようとする者による治験の準備に関する基準

- 第15条の2 業務手順書等
- 第15条の3 毒性試験等の実施
- 第15条の4 治験実施計画書
- 第15条の5 治験薬概要書
- 第15条の6 説明文書の作成
- 第15条の7 実施医療機関の長への文書の事前提出等
- 第15条の8 業務の委託
- 第15条の9 被験者に対する補償措置

第三章 治験の管理に関する基準

第一節 治験依頼者による治験の管理に関する基準

- 第16条 治験薬の管理
- 第17条 治験薬の交付
- 第18条 多施設共同治験
- 第19条 効果安全性評価委員会の設置
- 第20条 副作用情報等

第21条 モニタリングの実施

第22条 モニターの責務

第23条 監査

第24条 治験の中止等

第25条 総括報告書

第26条 記録の保存等

第二節 自ら治験を実施する者による治験の管理に関する基準

第26条の2 治験薬の管理

第26条の3 治験薬の品質の確保

第26条の4 多施設共同治験

第26条の5 効果安全性評価委員会の設置

第26条の6 副作用情報等

第26条の7 モニタリングの実施

第26条の8 モニターの責務

第26条の9 監査

第26条の10 治験の中止等

第26条の11 総括報告書

第26条の12 記録の保存等

第四章 治験を行う基準

第一節 治験審査委員会

第27条 治験審査委員会の設置

第28条 治験審査委員会の構成等

第29条 治験審査委員会の会議

第30条 治験審査委員会の審査

第31条 繼続審査等

第32条 治験審査委員会の責務

第33条 治験審査委員会の意見

第34条 記録の保存

第二節 実施医療機関

第35条 実施医療機関の要件

第36条 実施医療機関の長

第37条 モニタリング等への協力

第38条 治験事務局

第39条 治験薬の管理

第39条の2 業務の委託等

第40条 治験の中止等

第41条 記録の保存

第三節 治験責任医師

- 第42条 治験責任医師の要件
- 第43条 治験分担医師等
- 第44条 被験者となるべき者の選定
- 第45条 被験者に対する責務
- 第46条 治験実施計画書からの逸脱
- 第47条 症例報告書等
- 第48条 治験中の副作用等報告
- 第49条 治験の中止等

第四節 被験者の同意

- 第50条 文書による説明と同意の取得
- 第51条 説明文書
- 第52条 同意文書等への署名等
- 第53条 同意文書の交付
- 第54条 被験者の意思に影響を与える情報が得られた場合
- 第55条 緊急状況下における救命的治験

第五章 再審査等の資料の基準

- 第56条 再審査等の資料の基準

第六章 治験の依頼等の基準

- 第57条 法第80条の2第1項の厚生省令で定める基準
- 第58条 法第80条の2第4項の厚生省令で定める基準
- 第59条 法第80条の2第5項の厚生省令で定める基準

附則